

申請者	申請できる証明書	添付書類
相続人	すべての証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者が亡くなられたことが分かる書類（除票、戸籍抄本等）の写し（所有者が山口市にお住まいだった場合は不要です。）</li> <li>相続関係がわかる戸籍謄本等の写し</li> </ul>
成年後見人	すべての証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見人である旨の記載された登記事項証明書の写し</li> </ul>
破産管財人、精算人	すべての証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所からの通知書・証明書等の写し</li> </ul>
弁護士・司法書士	評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国統一様式（訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分の申立て、調停の申立て、借地非訟の申立てに限りません。）</li> </ul>
宅地建物取引業者	契約書に記載のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>媒介契約書（証明書取得を委任する事項があるものに限りません。）</li> </ul>
不動産鑑定士等	評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所からの評価命令書</li> </ul>
1月2日以降に所有者になった方	評価証明書・課税（公課）証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者であることが確認できる登記簿謄本の写し</li> </ul>
競売により財産を取得された方	評価証明書（一通のみ） 登記費用算定のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>代金納付期限通知書の写し</li> </ul>
借地・借家人	評価証明書・課税（公課）証明書 （借受等権利を有する土地、家屋及びその敷地についてのみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約書の写し</li> </ul>
民事執行の強制執行における強制競売の申立人	課税（公課）証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書類一式（競売申立書、当事者目録、担保権・被担保債権・請求債権目録、物件目録、不動産登記全部事項証明書、口頭弁論調書（判決文で代用可）、執行文（執行文付の公正証書でも可）、送達証明申請書）</li> </ul>
民事執行の担保権の実行としての不動産競売の申立人	課税（公課）証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書類一式（競売申立書もしくは担保不動産収益執行申立、当事者目録、担保権・被担保債権・請求債権目録、物件目録、不動産登記全部事項証明書）</li> </ul>
民事執行の強制執行における強制管理の申立人	課税（公課）証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書類一式</li> </ul>
民事執行の仮差押さえ又は仮処分命令の申立人	評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮差押さえ申立 申立書類一式（仮差押さえ申立書（趣旨、理由記載）、当事者目録、請求債権目録、物件目録、債権の確認できるもの（契約書等。判決文で代用可）） 仮処分命令申立については、事前に市民税課管理担当（電話083-934-2734）にお問い合わせください。</li> </ul>
相続財産管理人の選任の申立人	評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書類一式（選任申立書（趣旨、理由記載）、当事者目録、物件目録、相続人がいないことが分かる戸籍全て、相続放棄している場合は、放棄したことの分かる文書。利害関係人の場合は、不動産登記事項証明書、請求債権目録、債権の確認できるもの（契約書等）も必要です。）</li> </ul>
不在者財産管理人の選任の申立人	評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立書類一式（選任申立書（趣旨、理由記載）、当事者目録、物件目録、不在者の戸籍謄本と附票、不在の事実を証する資料。利害関係人の場合は、不動産登記事項証明書、請求債権目録、戸籍謄本、債権の確認できるもの（契約書等）も必要です。）</li> </ul>